

令和8年度

地域整備方向検討調査

胆沢平野三期地域受益面積データベース作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査胆沢平野三期地域受益面積データベース作成その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査胆沢平野三期地域において受益面積調査を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、岩手県奥州市及び胆沢郡金ケ崎町地内で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画

	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区用水系統調査業務	1部
2	国営胆沢平野土地改良事業計画書	1部
3	国営胆沢平野農業水利事業 事業誌	1部
4	国営いさわ南部土地改良事業変更計画書（農地造成－農地再編整備）	1部
5	国営いさわ南部土地改良事業変更計画書（区画整理－農地再編整備）	1部
6	国営いさわ南部農地再編整備事業 事業誌	1部
7	登記情報電子データ（R8.4.1時点（csvデータ））（奥州市、金ヶ崎町）	各1部

番号	貸与資料	数量
8	農地台帳 (R8. 4. 1 時点 (csv データ)) (奥州市、金ケ崎町)	各 1 部
9	土地改良区賦課台帳 (R8. 4. 1 時点 (Excel ファイル))	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-3 条 第 2-1 条、第 2-2 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第 2-4 条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

受益予定面積：9,910ha 概算筆数：126,000筆

なお、どちらも前歴（国営胆沢平野土地改良事業、昭和60年3月）時点である。

(関連業務)

第 2-5 条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和 8 年度 地域整備方向検討調査 胆沢平野三期地域小水力発電導入調査検討その他業務 (仮称)	令和 8 年 6 月 ～令和 9 年 3 月

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙 1 「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 受益面積調査	1 式	
3. 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3-2 条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 共通事項
 - 1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
 - 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(受益面積データベース作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条 業務スライドの試行に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

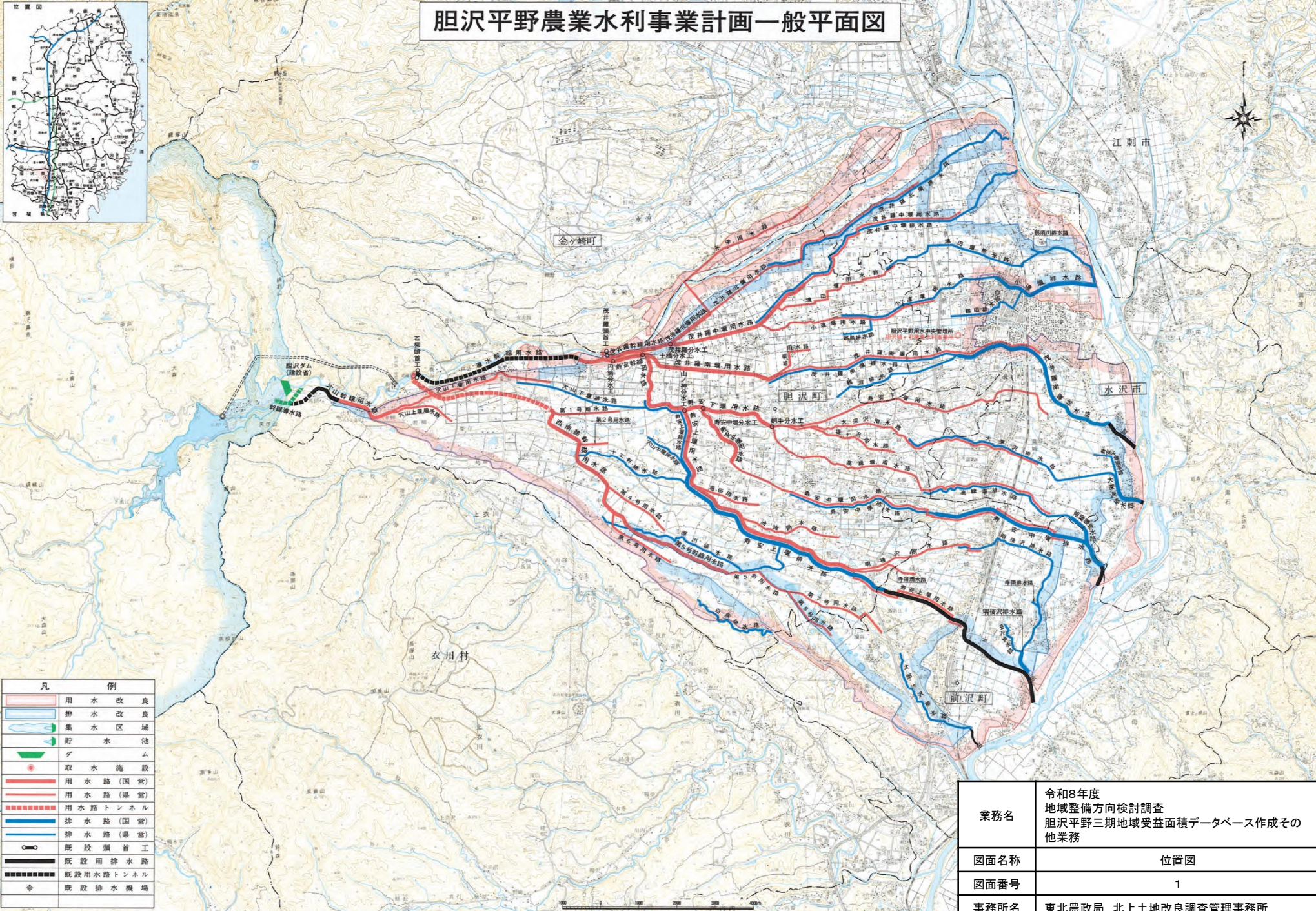
(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	貸与資料から、作業に必要な資料を整理し、内容を把握の上、基礎資料として整理する。	○
2. 受益面積調査 2-1. 受益面積データベース作成	貸与する登記情報電子データ、農地台帳及び土地改良区賦課台帳を突合し、受益面積データベースを作成する。	○
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

胆沢平野農業水利事業計画一般平面図



凡 例	
	用水改良
	排水改良
	集水区域
	貯水池
	ダム
	取水施設
	用水路(国営)
	用水路(県営)
	用水路トンネル
	排水路(国営)
	排水路(県営)
	既設頭首工
	既設用水路
	既設用水路トンネル
	既設排水機場

業務名	令和8年度 地域整備方向検討調査 胆沢平野三期地域受益面積データベース作成その他業務
図面名称	位置図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所